

学生賠償責任保険「感染症事故損害防止費用保障」の取扱い変更ポイント

◆改定概要




これまで、医療関連実習を発端として感染症に感染した、もしくは感染のおそれがある場合に、医療関連実習先で第三者への感染を予防または治療するために負担した費用を対象としていました。

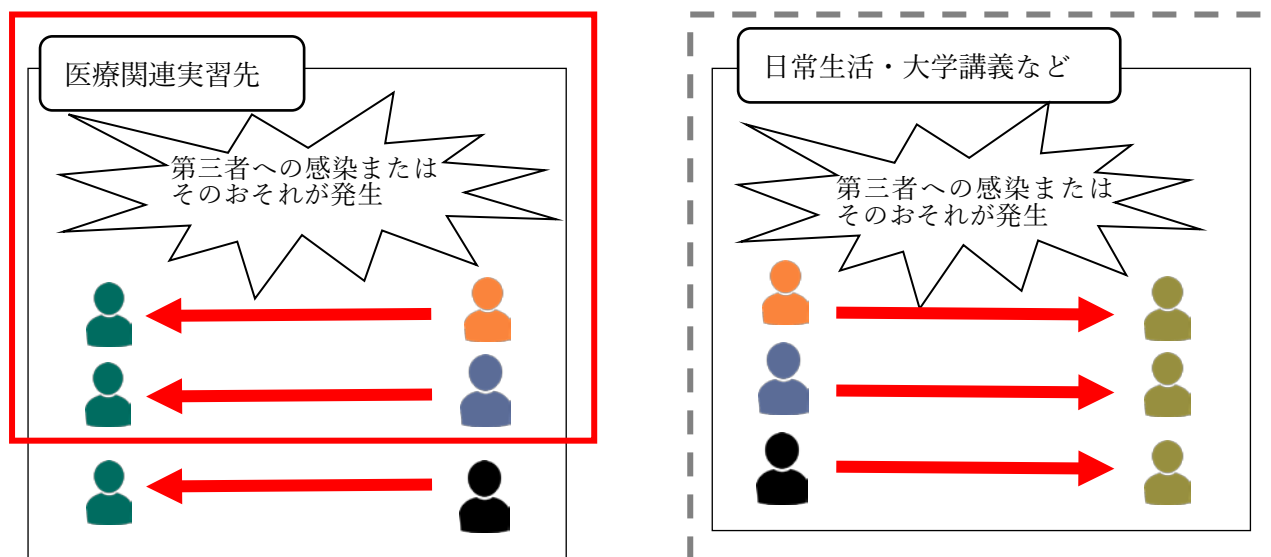
本改訂により、発端が「医療関連実習」内であることが撤廃されました。これにより、日常生活の中で感染症に感染してしまった事を知らずに医療関連実習に参加し、第三者への感染事故損害防止費用を負担した際にも保険金のお支払い対象となります。

※実際の支払可否は保険会社でおこないます。事故が起きた場合は事故報告をお願いいたします。

改定前		感染させた・そのおそれあり		改定後		感染させた・そのおそれあり	
		日常生活	医療関連実習先			日常生活	医療関連実習先
発端	日常生活	×	×	発端	日常生活	×	○
	医療関連実習先	×	○		医療関連実習先	×	○

◆対象となる事故例（保障対象：赤枠部分）

- Aさん  日常生活中に感染していた（知らなかった）
- Bさん  医療関連実習先で感染した
- Cさん  日常生活中に感染していた（知っていた）



◆対象となる保険金支払の例

- ・医療関連実習中に新型コロナウイルス感染症に感染していたことが判明し、実習施設の消毒費用を被保険者が負担した。
 - ・医療関連実習中にインフルエンザへの感染が判明し、濃厚接触した患者の検査費用を被保険者が負担した。
- など